



暮らしの備忘録

暮らしの備忘録は、保険年金や税・子育てなどの情報で期限があるものや更新が必要な内容などを掲載しています。忘れないように確認しましょう！

●保険年金

内容		問い合わせ																														
<p>この制度は、次の対象の方の申請で支給されます。</p> <p>対象: 次の①②を満たす方</p> <p>①世帯内の同一の医療保険(国民健康保険や後期高齢者医療、社会保険など)の加入者で、1年間(毎年8月1日～7月31日)に医療保険と介護保険の両方に自己負担額を支払っている方</p> <p>②①の自己負担金額(高額療養費、高額介護サービス費を差し引いた額)の合計が表の所得区分ごとの自己負担限度額を超えている方</p> <p>通知: 対象の方には、次のとおり3月ごろにお知らせが届きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国民健康保険制度加入者」には市役所から郵送 ・「後期高齢者医療制度加入者」には愛知県後期高齢者医療広域連合から郵送 		<p>保険年金課 (国民健康保険) ☎23-2149 (後期高齢者医療) ☎23-3514</p>																														
<p>高額医療・高額介護合算制度</p> 	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">70歳以上</th> <th colspan="2">70歳未満</th> </tr> <tr> <th>所得区分</th> <th>自己負担限度額</th> <th>所得区分</th> <th>自己負担限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現役並みⅢ</td> <td>212万円</td> <td>旧ただし書所得 901万円超</td> <td>212万円</td> </tr> <tr> <td>現役並みⅡ</td> <td>141万円</td> <td>旧ただし書所得 600万円超 901万円以下</td> <td>141万円</td> </tr> <tr> <td>現役並みⅠ</td> <td>67万円</td> <td>旧ただし書所得 210万円超 600万円以下</td> <td>67万円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>56万円</td> <td>旧ただし書所得 210万円以下</td> <td>60万円</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅱ</td> <td>31万円</td> <td rowspan="2">住民税非課税</td> <td rowspan="2">34万円</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅰ</td> <td>19万円</td> </tr> </tbody> </table>	70歳以上		70歳未満		所得区分	自己負担限度額	所得区分	自己負担限度額	現役並みⅢ	212万円	旧ただし書所得 901万円超	212万円	現役並みⅡ	141万円	旧ただし書所得 600万円超 901万円以下	141万円	現役並みⅠ	67万円	旧ただし書所得 210万円超 600万円以下	67万円	一般	56万円	旧ただし書所得 210万円以下	60万円	低所得者Ⅱ	31万円	住民税非課税	34万円	低所得者Ⅰ	19万円	
	70歳以上		70歳未満																													
	所得区分	自己負担限度額	所得区分	自己負担限度額																												
	現役並みⅢ	212万円	旧ただし書所得 901万円超	212万円																												
	現役並みⅡ	141万円	旧ただし書所得 600万円超 901万円以下	141万円																												
	現役並みⅠ	67万円	旧ただし書所得 210万円超 600万円以下	67万円																												
	一般	56万円	旧ただし書所得 210万円以下	60万円																												
低所得者Ⅱ	31万円	住民税非課税	34万円																													
低所得者Ⅰ	19万円																															

●税・使用料

内容	問い合わせ
<p>個人住民税は給与からの差し引き(特別徴収)で</p>  <p>個人住民税の特別徴収とは、事業主が、毎月従業員に支払う給与から個人住民税(市民税・県民税)を差し引きし、従業員に代わり納入する制度です。</p> <p>給与を支払う事業主は、原則として個人住民税を特別徴収してください。</p>	<p>税務課 ☎23-3509</p>
<p>今月の納税・使用料</p> <p>納期限: 1月31日(火)</p> <p>市・県民税(4期)、後期高齢者医療保険料(7期)、市営住宅使用料(1月分)、保育料(1月分)、下水道事業受益者負担料(4期・2期[渥美])、農業集落排水事業分担金(4期・2期[渥美])、し尿汲取手数料(11・12月分)</p>	

美容室 **ひまわり** 田原店



男性も女性もお髪染めに是非、おこしく下さいませ♡

スタッフ募集! お気軽にお電話ください!

カット ¥1,800 (税別)
カラー ¥2,500~ (税別)
パーマ ¥4,000~ (税別)

予約優先 ☎0531-27-9779

田原市神戸町深田 99-1
(スーパーおたにやさん 向かい)

内職さん募集

大葉の結束・パック詰め

初めての方、自信のない方もお気軽にどうぞ

☎0120-17-0723 ☎090-7301-3395
【応募受付: 7時~21時】

河合園芸 田原市八王子町道上6
☎0531-37-0723

ここ見て! たはら

たはらスナップ

みんなのひろば

お知らせ

おでかけ情報

連載コーナー